

# 外出の支援

## 外出の手助け

### 1 全身性障害者ガイドヘルパーの派遣

脳性麻痺等による全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合などの付添いを行っています(ヘルパーの交通費は負担していただきます)。重複障害者等のため、ヘルパー1人では付添いが困難な方に対しては、必要に応じヘルパーを2人派遣できます。

【対象者】

肢体不自由で身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方で、上下肢または体幹に障害があり、家庭に適当な付添いをする人がいないため、外出・社会参加に支障のある方。

【問合せ先】 仙台市障害者福祉協会【電話】 266-0294【FAX】 266-0292

### 2 補助犬の飼料給付

補助犬(介助犬、盲導犬、聴導犬)の飼料の給付を現物により行っています。(年額42,000円以内)

【対象者】 市内に住所を有する身体障害者補助犬の使用方で、市県民税非課税世帯の方

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

## 交通手段の割引等

### 1 自動車運転免許取得費用の助成

普通自動車第1種運転免許を初めて取得する場合、またはやむを得ない理由で普通自動車第1種運転免許を失効して再取得した場合、教習を受けるために必要な費用の一部を助成します。免許取得日から30日以内に申請してください。

【対象】 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【助成額】 教習を受けるために要した費用の2/3(限度額10万円)

【所得制限】 障害のある方本人の所得が一定額を超える場合は助成の対象となりません。

【手続に必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑運転免許証のコピー、免許取得に要した費用に関する書類

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

### 2 自動車運転免許の無料教習

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が自動車運転免許を取得して就職をしようとする場合、埼玉県にある「身体障害者運転能力開発訓練センター」が厚生労働省から認定を受け、所定教習料金が無料の運転教習を行っています。教習期間は3ヶ月で、4・7・10月初めが入所日となり、申し込み締め切りは前月15日までです。なお、検定料など、自己負担は76,550円です。

【対象】 次のすべての条件を満たす方

- ① 公共職業安定所に求職登録してある方
- ② 運転免許試験場での運転適性検査に合格した方、
- ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

【問合せ先】 身体障害者運転能力開発訓練センター(公認 あずまえん自動車教習所)

【所在地】 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46

【電話】 048-481-2711 【FAX】 048-481-6578

【URL】 <https://www.azumaen.or.jp/>

### 3 身体障害者自動車改造費用の助成

身体障害のある方が、自ら所有し運転する自動車の改造(操向装置及び駆動装置等の一部改造)に必要な費用を助成します。改造発注前に申請してください。

【助成額】 改造に要した費用(限度額 10 万円)

【所得制限】 障害のある方本人の所得が一定額を超える場合は助成の対象となりません。

【手続きに必要なもの】

発注前:身体障害者手帳、改造を行う業者の見積書、改造箇所の図面

改造後:自動車改造費の明細書、車検証のコピー、印鑑

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

### 4 交通費助成

各種障害者手帳をお持ちで、障害の等級・程度の要件に該当する方は、下記①～③からいずれか1つの利用券を選んでご利用いただけます。また70歳以上の方は、敬老乗車証と各障害者交通費助成からいずれか1つを選択していただけます。(両方の利用は不可。)

※ 所得による制限があります。転入者等、税情報が確認できない場合は所得証明等を提出していただきます。

【利用券】

① ふれあい乗車証	市営バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を無料で利用できる IC カード方式の乗車証を交付します。
② 福祉タクシー利用券	年間助成額を 30,000 円とし、1枚 500 円の利用券を60枚交付します。(申請月により減額有)
③ 自家用車燃料費助成	年間助成額を 30,000 円とし、1枚 1,000 円の利券用券を30枚交付します。(申請月により減額有)

【対象】

利用券	障害要件等	所得制限
① ふれあい乗車証	(1) 身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) ・身障手帳1級:障害部位に関係なく1障害1級である方 ・身障手帳2級:視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3級:(ア) 下肢・体幹・移動機能障害のある方 (イ) 内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方または在宅酸素療法を実施している方 ・身障手帳4級:下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方または在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳をお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方

利用券	障害要件等	所得制限
② 福祉タクシー利用券	(1)身体障害者手帳をお持ちの方で、次に該当する方 (対象部位が対象等級であることが必要です。) ・身障手帳1級:視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳2級:視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方 ・身障手帳3・4級:下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車椅子を使用している方または在宅酸素療法を実施している方 (2)療育手帳 A をお持ちの方 (3)精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方	・20歳以上 →利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方
③ 自家用車燃料費助成券	② 福祉タクシー利用券の交付対象でかつ、次のいずれかの条件を満たす方 (ア) 障害のある方本人が所有する車を本人が運転すること (イ) 障害のある方本人が所有する車を同居の家族が運転すること (ウ) 同居の家族所有の車を同居の家族が運転する場合は、身体障害者手帳をお持ちの方で18歳未満の方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方に限ります。 ※ 施設入所者は対象から除きます。	・20歳未満 →利用する障害のある方の保護者の所得が一定額以下の方

【手続きに必要なもの】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※ ③ 自家用車燃料費助成券は手帳に加え、車検証と運転免許証が必要。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課、秋保総合支所 保健福祉課

## 5 交通運賃の割引

### (1) バス・地下鉄運賃割引

〈身体障害者手帳または療育手帳等をお持ちの方〉以下の提示により、運賃の割引が受けられます。

① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 特別運賃割引証 ④ 福祉児童運賃割引証

【対 象】

交通機関	運賃の種別	本人	介護者・付添人(※)
市営バス	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	30%引(大人のみ)	30%引(大人のみ) ※大人通学定期は割引対象外
地下鉄	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	23.1%引(大人のみ) ※大人通学定期は割引対象外	23.1%引(大人のみ) ※大人通学定期は割引対象外
宮城交通	普通旅客運賃	50%引	50%引(所有者本人が2種の場合を除く)
	定期旅客運賃	30%引(大人のみ)	30%引(大人のみ。所有者本人が2種の場合を除く)

※ 特別運賃割引証または福祉児童運賃割引証をお持ちの方の付添人は、付添人用の割引証が必要。

〈精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方〉

精神障害者保健福祉手帳(宮城交通は、宮城県または仙台市が発行する手帳に限る)の提示により、運賃の割引が受けられます。

【対 象】

交通機関	運賃の種別	本人	介護者
市営バス	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	30%引(大人のみ)	30%引(大人のみ) ※ 大人通学定期は割引対象外
地下鉄	普通旅客運賃	50%引	50%引
	定期旅客運賃	23.1%引(大人のみ) ※ 大人通学定期は割引対象外	23.1%引(大人のみ) ※ 大人通学定期は割引対象外
宮城交通	普通旅客運賃	50%引	—

【問 合 先】 仙台市交通局案内センター【電話】 222-2256

宮城交通本社【電話】 771-5310

(2) タクシー運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方の運賃が1割引になります。

【利用方法】 乗車時に手帳所持者である旨を告げ、運賃支払い時、運転手に手帳を提示してください。

※ 手帳に貼付されている写真による本人確認ができない場合は、割引の対象になりません。

【問 合 先】 宮城県タクシー協会仙台地区総支部【電話】 256-0356

(3) JR旅客運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳を提示することにより、乗車券等の額が5割引になります。

【対 象】

種別	割引適用乗車券	割引率			備 考
		単独	介護付		
			本人	介護者	
第1種	普通乗車券	5割	5割	5割	単独時は片道100kmを超える場合
	定期乗車券 (12歳以上)	—	5割	5割	急行券は特別急行券を除く
	普通急行券	—	—	—	
	普通回数乗車券	—	—	—	
第2種	定期乗車券 (12歳未満)	—	—	5割	障害者が12歳未満の小児の場合、本人の小児定期乗車券は割引の対象外
	普通乗車券	5割	—	—	片道100kmを超える場合
	定期乗車券 (12歳未満のみ)	—	—	5割	障害者が12歳未満の小児の場合、本人の小児定期乗車券は割引の対象外

〈第1種〉 身体障害者手帳:視覚1~3級、4級の一部、聴覚2~3級、肢体1級、2・3級の一部、ぼうこう、直腸の4級を除く内部障害1~4級

・療育手帳A

〈第2種〉 ・第1種以外の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

※ 詳細については、P23~24の【身体障害者障害程度等級表】の項目をご覧ください。

【問 合 先】 JR 東日本お問い合わせセンター

【電 話】 050-2016-1600(6:00~24:00)

(他の民営鉄道についてもJRに準じて割引を行っているところもありますので、利用の際は各会社にお問い合わせください。)

#### (4) 航空運賃割引

一部の航空会社の国内線区間の航空運賃が割引になります。割引額が区間等によって異なる場合や、他の割引サービスとの併用ができない場合もありますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

【対 象】 満12歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳所持者とその介護者1名

【手 続】 航空券の購入及び搭乗手続きの際、割引適用に必要な手帳または「身体障害者手帳確認登録済み」のマイレージカードを提示。(※)

※ 手帳の提示を求められる場合があるため、手帳は常に携帯してください。

【問 合 先】 各航空会社

#### (5) 旅客船運賃割引

国内の各旅客航路を利用する場合に、運賃が割引されます。ただし、船会社により割引の内容が異なりますので利用の際は各船会社へお問い合わせください。

【対 象】 (1) 身体障害者手帳をお持ちの方及び介護者(おひとりまで)

(2) 療育手帳をお持ちの方及び介護者(おひとりまで)

(3) 精神障害者保健福祉手帳(1~3級)をお持ちの方及び介護者(おひとりまで)

【問 合 先】 各船会社

## 6 有料道路の通行料金割引

前もって各区役所・宮城総合支所障害高齢課から通行料金割引の認定を受けている身体障害者手帳または療育手帳を料金所係員に呈示することにより、有料道路の通行料金の割引を受けられます。(ETCご利用の場合は、あらかじめETCの利用登録を行う必要があります。)

【対 象】

(1) 運転形態

① 身体障害者手帳をお持ちの方が運転する場合

② 第1種障害者が同乗する場合

※ 第1種障害者についてはP39【JR旅客運賃割引】の項目をご覧ください

(2) 自動車

原則として障害のある方本人または本人の親族等が所有するもの。障害のある方1人につき1台に限ります。

※ 車種要件等により、登録できない自動車があります。(事業用自動車、レンタカー、タクシー、軽トラック及び代車等)

【割 引 率】 通常料金の約 50%(通常料金を半額にした際に、端数が生じる場合は、ご利用になる有料道路の計算単位により、お支払い額を 10 円単位または 50 円単位で切り上げます。)

【手 続】

(1) ETCを利用しない場合

前もって各区役所・宮城総合支所障害高齢課に申請(有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申

請書)し、所定の手続(手帳の所定の箇所に、自動車ナンバー及び割引有効期限を記載したシール)を受けてください。

(2) ETCを利用する場合

「(1)ETCを利用しない場合」の手続に加え、ETC利用対象者証明書の発行を受け、ETC利用対象者証明書の発行を受け、ETC利用申請の手続を行ってください。「(1)ETCを利用しない場合」と同一の申請書において、使用するETCカード、ETC車載器を登録していただきます。

【手続に必要なもの】

- ① 身体障害者手帳または療育手帳
  - ② 登録を希望する自動車の自動車検査証(車検証)
  - ③ 運転免許証(障害のある方本人が運転する場合のみ)
  - ④ 委任状(代理人申請の場合)
  - ⑤ 割賦契約書またはリース契約書(車が割賦購入またはリース車輛の場合)
  - ⑥ ETCカードまたはETCパーソナルカード(原則として障害のある方本人名義のもの)
  - ⑦ ETC車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」等
- ※ ⑥、⑦はETCを利用する場合のみ

【利用方法】

(1) ETCを利用しない場合

有料道路を手帳に記載された自動車で行き、料金を支払う際に手帳を呈示して、料金所係員の確認を受けたうえで、所定の料金をお支払いください。

(2) ETCを利用する場合

「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書」で登録したETCカード、ETC車載器、自動車で行ってください。なお、ETCレーンが点検等により使用できない場合は、ETCカードと通行券と手帳を料金所係員に呈示してください。手帳の呈示がない場合は、割引となりませんので必ず手帳を携帯するようにしてください。

※ [(1)、(2)に共通] 出口で料金精算機を利用する場合は、手帳をご準備いただき、料金精算機に設置している係員呼出しレバーを下げ、インターただき、料金精算機に設置している係員呼出しレバーを下げ、インターホンによる係員の説明にそって通行料金の精算をしてください。

※ ETCでのご利用が可能となる日(書面にて通知する日)より前に有料道路を利用する場合は、出口料金所で係員のいるブースで手帳を呈示し、割引を受けてください。出口をETCで走行した場合は、障害者割引が適用されませんので、ご注意ください。

【問 合 先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課

【制度に関する問合先】 NEXCO 東日本お客さまセンター 【電話】 0570-024-024

(IP電話からのお問合せは【電話】 03-5308-2424)

## 7 駐輪場定期利用料の減免

市営駐輪場の定期利用料が半額に減免されます。(一時利用、回数券利用は減免対象になりません)

【対 象】 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【手 続】 定期利用を申請(受付期間 当月 25 日から翌月 5 日まで)する際、駐輪場の管理人に手帳を提示し手続きしてください。

【問 合 先】 仙台市建設局道路部道路管理課 【電話】 214-8371

## 8 身体障害者使用自転車の認定

対象となる自転車は、仙台市自転車等放置防止条例に基づく撤去の対象から2時間に限り除外されます。ただし、交通に支障のある場所への駐輪は除外されません。また、利用可能な駐輪場がある場合は、必ず駐輪場をご利用ください。

【対象】 下肢・体幹・移動・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の身体障害者手帳をお持ちの方(等級区分なし)

【手続】 お住まいの区の区役所・宮城総合支所障害高齢課に利用者と自転車を事前に申請し、審査を受けてください。認定された方には、利用者を確認する「自転車証」と自転車に貼付するステッカーが郵送されます。自転車証の有効期間は発行日から3年間で、更新には再度申請が必要です。対象となる自転車は、防犯登録されている必要があります。

【問合せ先】 各区役所・宮城総合支所 障害高齢課・秋保総合支所 保健福祉課

## 9 市営駐車場等駐車料金の減免

市営駐車場または市営施設等の有料駐車場の駐車料金が、一部減免となる場合があります。

【対象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が運転または同乗する自動車

【対象駐車場】

(1) 二日町駐車場、勾当台公園地下駐車場、泉中央駅前駐車場

1時間分無料で駐車できます。

※ 上記駐車場にはエレベーターを設置しておりますが、移動に際してご不便をお感じになる場合は、場内の係員にご相談ください。

(2) カメイアリーナ仙台(仙台市体育館)、本山製作所青葉アリーナ(青葉体育館)、本山製作所仙台市武道館(仙台市武道館)、新田東総合運動場(元気フィールド仙台)

施設利用の際に無料で利用できます。(一部除外とさせていただくことがありますので窓口にてご確認ください。)

【手続】 駐車場管理室または施設事務室に、駐車券と手帳を提示してください。

【問合せ先】

駐車場	電話番号
二日町駐車場	261-6036
勾当台公園地下駐車場	266-3813
泉中央駅前駐車場	218-2650
カメイアリーナ仙台(仙台市体育館)	244-1111
本山製作所青葉アリーナ(青葉体育館) 本山製作所仙台市武道館(仙台市武道館)	717-1191
新田東総合運動場(元気フィールド仙台)	231-1221

## 10 駐車禁止除外指定車標章の交付

歩行困難と認められる身体に障害のある方等が使用または利用する自動車に対して、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむをえない場合に限り、駐車を認めています。交付された「駐車禁止除外指定車標章」は車の前面の外部から見えやすい位置に掲示しなければなりません。

※ 標章の交付を受けた身体に障害のある方等が現に車両を使用しているときまたは、乗車しているときに限り駐車することが認められます。ただし、法定の駐車禁止場所及び法定の駐停車禁止場所については対象外となります。

【有効期間】 最長 3 年

【対 象】

(1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、歩行が困難と認められる方(本人に標章交付となります)

障害の区分		障害の級別(身体障害者)	重度障害の程度(戦傷病者)
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	特別項症から第四項症までの各項目
聴覚障害		2 級及び 3 級	
平衡機能障害		3 級	
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	特別項症から第三項症までの各項目
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級	
体幹障害		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第四項症までの各項目
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	—
	移動機能	1 級及び 2 級	—
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項目
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこうまたは直腸の機能障害			
小腸機能障害			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	—
肝臓機能障害			特別項症から第三項症までの各項目

以上のほか、

- ・下肢機能障害(5級及び6級)
- ・脳病変運動機能障害(3級及び4級)
- ・平衡機能障害(5級)

の方につきましては、医師の『意見書』により前表の障害者と同程度の歩行困難と認められた場合に交付の対象となりますので、あらかじめ最寄りの警察署にお問い合わせください。

(2) 療育手帳Aをお持ちの方(本人に標章交付となります)



- (3) 精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方(本人に標章交付となります)
- (4) 紫外線要保護者(色素性乾皮症患者)で昼間(日出時から日没時まで)に移動される方  
(本人に標章交付となります)

**【申請に必要なもの】**

- ・紫外線要保護者以外の方は、当該手帳の写し1部
- ・紫外線要保護者の方は、小児慢性特定医療費医療受給者証の写し1部
- ・車検証の写し1部
- ・主に運転する方の運転免許証の写し1部
- ※ 申請書は警察署交通課に備えてあります。
- ※ 申請時に手帳等の原本を確認されることがありますので持参してください。

**【注意事項】**

駐車により交通に危険を生じさせる場所、または交通を著しく阻害する場所には駐車しないでください。交通の状況により、車の移動が必要になる場合がありますので、連絡先を記載したメモを標章とともに提示してください。本来の目的に反し、不正に使用された場合、標章の返納を求める場合があります。

**【問 合 先】 管轄警察署交通課**

	電話番号
仙台中央警察署	222-7171
仙台南警察署	246-7171
仙台北警察署	233-7171
仙台東警察署	231-7171
泉警察署	375-7171
若林警察署	390-7171

## 11 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。対象となる駐車区画を利用する際には、車内に宮城県から交付された利用証を掲示する必要があります。

**【対 象 者】** 身体障害者や要介護認定を受けた者、妊産婦、けが人などに該当する方で歩行が困難な方

**【対象区画】** 駐車区画(対象区画)は、「車いす使用者優先区画(幅広の区画)」と「ゆずりあい区画(通常幅の区画)」の 2 種類があります。駐車区画(対象区画)には、対象区画であることを標示するステッカーが掲示されています。

- 【申請方法】**
- ① 郵送での申請: 県庁で受付
  - ② 窓口での申請: 県庁及び県の各保健福祉事務所(地域事務所)で受付
  - ※ 申請手数料は無料です

○利用証を交付する対象者の基準

対象者区分			交付要件	有効期間	
身体障害者	視覚障害		4級以上	なし	
	聴覚障害		3級以上		
	平衡機能障害		5級以上		
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		2級以上
	移動機能		6級以上		
	内部障害	心臓機能障害			4級以上
		じん臓機能障害			4級以上
		呼吸器機能障害			4級以上
		ぼうこう又は直腸の機能障害			4級以上
		小腸機能障害			4級以上
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			4級以上
肝臓機能障害		4級以上			
知的障害者			療育手帳「A」	なし	
精神障害者			精神障害者保健福祉手帳「1級」		
難病患者			特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	なし	
要介護認定を受けた者			要介護状態区分が「要介護1」以上	なし	
妊産婦			妊婦7か月～産後1年 ※ 産後は乳児同乗の場合に限る	同左	
けが人または病気の者等			医師の診断書等により、移動に配慮が必要であることを確認できる者	医師の診断書等による必要期間以内	

【問 合 先】 宮城県社会福祉課地域福祉推進班 【電話】 211-2519 【FAX】 211-2594

## 12 リフト付自動車の運行

公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車椅子を乗せられるリフト付き自動車による送迎を行っています。

※ 利用にはあらかじめ登録が必要です。

【料 金】 走行距離に基づく利用料等

【問 合 先】 仙台市障害者福祉協会 【電話】 266-0294 【FAX】 266-0292

## 13 スロープ付路線バスの運行

車椅子利用のための事前予約は必要ございませんが、事前にお申し込みいただいた場合には低床車両(ワンステップ・ノンステップ)を手配いたします。ご利用日時が決まっている場合は、できる限り担当している営業所に電話またはFAXでご連絡をお願いいたします。

低床車両(ワンステップ・ノンステップ)は、車椅子に乗車したままスロープ板を使用してご利用いただけます。

鶴ヶ谷南光台線・南光台循環線の小型コミュニティバスでは、車椅子の方が乗り降りできるバスを運行しています。乗車可能なバス停は、南光台循環線(コミュニティバス)経路図でご確認ください。詳しくは七北田出張所(【電話】372-3201)へお問い合わせください。

### 【注意事項】

ツースtep車両は、スロープ板がありませんので、ご同行の方や他のお客様に乗降のご協力をお願いしております。ただし、車内のお客様からご協力が得られないときは、運転者ひとりで車椅子利用者の安全な乗車を行うことが難しいため、その旨を説明しお断りする場合がございます。

車内が満員の場合や既に車椅子のお客様がご乗車している場合は、ご利用いただけない場合がございます。

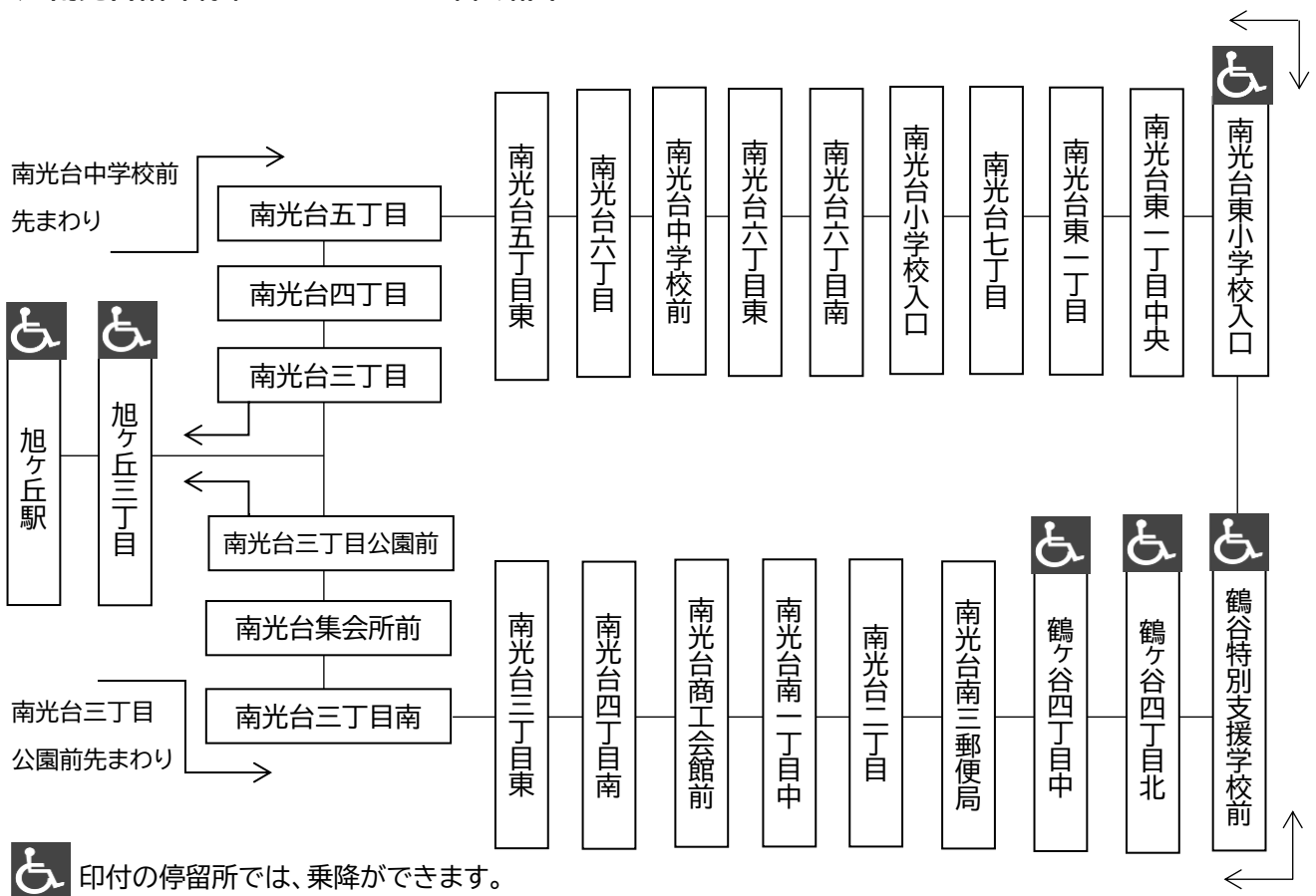
道路や歩道幅の状況により安全にご乗車いただけない場合は、お断りする場合もございます。シニアカー(電動三輪車・四輪車)は、車内で安全に固定・移動することが困難ですので、ご乗車はご遠慮ください。

### 【問 合 先】 仙台市交通局自動車部

	電話番号	FAX
自動車部業務課	712-8318	224-5510
川内営業所	221-3326	213-9122
長町営業所	248-2514	248-1551
実沢営業所	379-2422	379-2423
霞の目営業所	286-2131	286-2132
東仙台営業所	251-1420	251-2045
白沢出張所	392-2557	392-2557
七北田出張所	372-3201	372-3202

※ FAXの場合は、お名前・ご連絡先の他、ご利用日、ご利用バス停、ご利用時間並びに行き先を記入してください。

◆ 南光台循環線(コミュニティバス)経路図

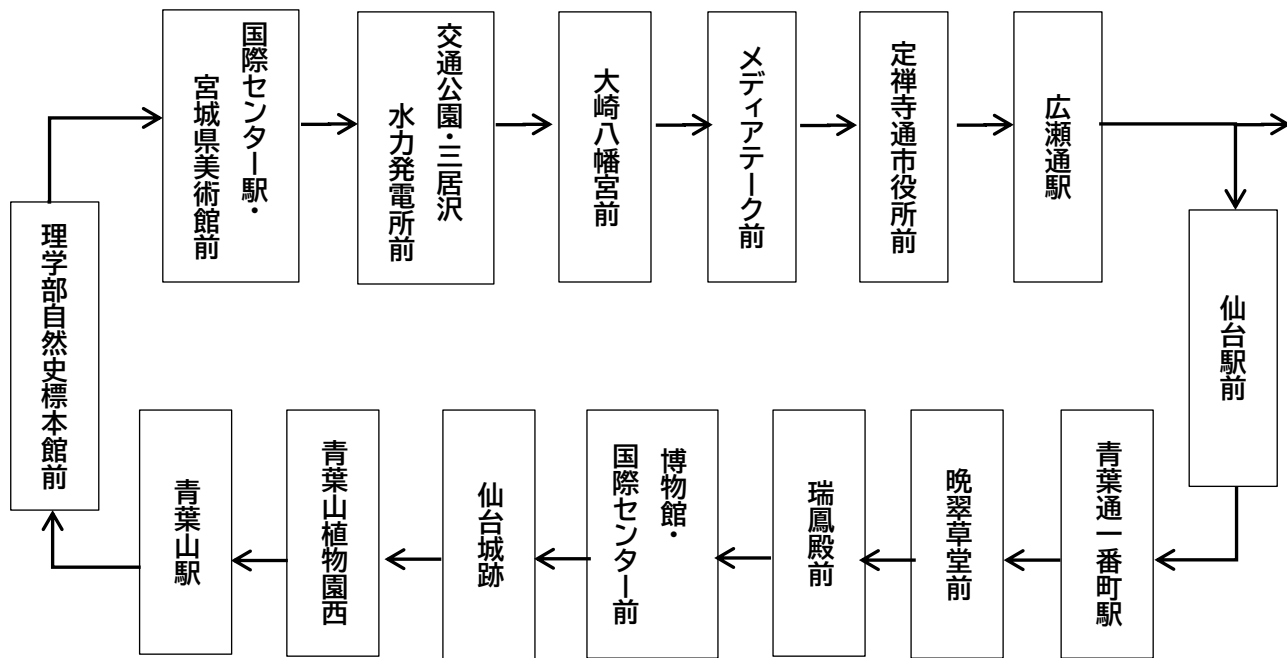


印付の停留所では、乗降ができます。

【お 願 い】 複数でご利用の場合、ご乗車になれない場合もございますので、お手数でも乗車日、時刻、区間、人数等を事前にご連絡いただければ幸いです。

【連 絡 先】 七北田出張所【電話】 372-3201

◆ 「るーがる仙台」運行経路図



※ 仙台駅前のバス停留所は、仙台駅西口バスターミナル16番のりばとなります。

※ るーがる仙台も車椅子に乗車したままで、ご利用いただけます。

## 14 リフト付タクシー・寝台タクシー

車椅子や移動用ベッドのままで利用できるタクシーがあります。乗車定員・料金の詳細は各タクシー会社へお問い合わせください。(福祉タクシー利用券及び身体障害者手帳・療育手帳提示による割引が利用できます。)

【問 合 先】

会社名	電話番号	備考
アトム介護タクシー	090-8920-8892	スロープ付あり
介護タクシーすだちの里	080-2812-3627	リフトあり ストレッチャーあり 車いす無料貸出あり
介護タクシーつばさ	022-347-3633	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
介護福祉タクシーアクセス	0120-701-676	スロープ付あり
介護福祉タクシーせせらぎ	0120-954-161	スロープ付あり ストレッチャーあり
介護福祉タクシーダックス	080-1851-1566	スロープ付あり ストレッチャーあり
(株)泉タクシー	022-372-1133	リフト及びスロープ付あり
(株)イーズ	022-393-8104	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
(株)清月記	022-218-2233	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
(株)仙台介護タクシー	022-290-0014	リフト及びスロープ付あり
(合同)サポートサービスオレンジ	090-6626-1911	リフト及びスロープ付あり
仙台中央タクシー(株)	022-232-5744	リフト及びスロープ付あり
さくら介護タクシー仙台	0120-925-848	リフトあり、ストレッチャーあり 標準車イス無料貸出あり
さくらのタクシー	090-7070-7055	リフト及びスロープ付あり、ストレッチャー及びフルリクライニング車イスあり、 標準車イス無料貸出あり
ふっこう福祉タクシー	090-7520-5388	スロープ付あり リクライニング車イス無料貸出あり
(有)スマイル	022-245-6584	リフト及びスロープ付あり
(有)フタバタクシー	022-236-9371	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり
(有)三ツ矢交通	022-762-7899	リフト及びスロープ付あり、寝台車あり